

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会会議録

日時：平成28年8月23日（火）
午前10時から11時45分まで
場所：宮城県自治会館2階 204会議室

配布資料

- 資料1 平成27年度ニホンジカ管理事業実績報告書（案）
- 資料2 平成28年度ニホンジカ管理事業実施計画書（案）
- 資料3 平成28年度ニホンジカに関する各種データ
- 資料4 宮城県ニホンジカ管理計画達成状況
- 資料5 第二期宮城県ニホンジカ管理計画策定方針（案）
- 資料6 平成28年度宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）（案）
- 資料7 【参考資料】平成27年度宮城県ニホンジカ・イノシシ生息状況調査業務報告書（抜粋）

1 開会

（始めに、事務局が開会を宣言し、新たに委員となった10名を紹介後、配布資料の確認が行われ、土屋部会長が挨拶を行った。）

2 挨拶（土屋部会長）

それでは、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会を招集、開会する。

（事務局より定足数の報告が行われ、委員10名中7名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。）

事務局：以降の進行について、土屋部会長にお願いする。

3 協議事項

（1）平成27年度ニホンジカ管理事業実績報告書（案）及び平成28年度ニホンジカ管理事業実施計画書（案）について

部会長：それでは審議事項に入る。始めに、平成27年度ニホンジカ管理事業実績報告書（案）及び、平成28年度ニホンシカ管理事業実績計画書（案）について検討及び評価をする。事務局から説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

部会長：平成27年度の報告書について、御質問・御意見はあるか。

部会長：では私の方から不明な用語があったので、説明を願う。指定管理鳥獣捕獲等事業と個体数調整を区別しているが、この区分はどういうものか。

事務局：資料6の参考資料2が、鳥獣捕獲の枠組みの違いについての表である。（以下資料にしたがい

説明)

部会長：了。資料1の4ページ、石巻市の有害捕獲頭数は447頭とあるが、個体数調整の頭数は入っていないのか。

事務局：市町の捕獲頭数に個体数調整は入っていない。県の実績報告からも個体数調整による捕獲頭数は抜いている。

部会長：資料1の6ページ目、登米市は個体数調整を抜いて0頭でよいか。

事務局：はい。市町では有害捕獲しか行っていない。

部会長：資料1の7ページの気仙沼市について、有害捕獲頭数は605頭だが、下の説明には有害鳥獣駆除は600頭と書かれている。これはどういうことか。

事務局：600頭というのは、気仙沼市が依頼して行った有害鳥獣駆除の頭数である。5頭については、その他に、有害捕獲申請等を行って実施した捕獲数である。

部会長：了。他に御質問・御意見はあるか。

渡辺委員：東部管内の実数について補足する。資料3の2ページ目、石巻市は捕獲目標を780頭に増やした。7月末現在362頭、前年度の同時期240頭程度であったことから、1.5倍くらいに増えた。

女川町が今年度の捕獲目標が200頭の予定が6月30日で終了していて、実績174頭、昨年度実績が93頭で女川町も約2倍近く捕獲している。

東部管内の合計で言うと7月末で536頭、昨年同期が334頭であったので200頭くらい今年も多くとっている。あとは、石巻市の下半期及び狩猟によって1700頭達成できるかどうか、昨年度実績は1,155頭ということではなかなか捕獲圧が高まっていないという実感である。管内で捕獲を進めるために、牡鹿半島ニホンジカ協議会を開催し総合的に対策を進めていきたいが、市ではそこまで至っていない。現在はその下の部会の検討会議を5月23日に開催して、今年の対策を検討しているところである。いずれは親会を開催して総合的な対策を進めていきたいが、もう少し検討していかなければいけないところである。

余談として、情報だが、女川町で今年度の新規事業として、囲いわなによる捕獲を総合警備保障会社 ALSOK に委託して実施する予定である。女川駅内の「ゆぼぼ」の指定管理者となっている。

ALSOK は最終的な「止めさし」は行わない。センサーを活用して箱わなに入ったところを閉じて、止めさしは地元の猟友会などに依頼すると思われる。7m×7mの囲いわなを使って、3箇所程度に設置するという情報を得ている。これに期待したい。

部会長：他に何かあるか。では、先ほど事務局から投げかけられたライトセンサス事業はどうするか。ライトセンサスは市と県の事業か。

渡辺委員：ライトセンサスは林業技術総合センターの職員1名と東部地方振興事務所の職員1名が平日の午後6時頃から出かけて、夜中の12時近くまで実施する。職員の負担も大変である。

資料3の3ページ、ライトセンサスの実績値が載っている。年度ごとのばらつきもあるし、実施

する現場の条件によってもばらつきがある。統計的にライトセンサスのデータが必要かどうかを林業技術総合センターの佐々木研究員に伺ってみたい。

事務局（林技センター）：ライトセンサス調査については調査日によってばらつきが大きいので、数回実施する必要がある。また、北海道の事例では、非常に見晴らしのよいところで何kmも車を走らせながら調査を行い、kmあたりのカウント頭数で調査する。牡鹿半島については、車を走らせながら調査できるような環境にないと思う。

データのばらつきが多いことや調査員の労力がかかることから、ライトセンサス以外の方法でモニタリング調査するのがよいのではないかと考えている。

部会長：それでは、ライトセンサス調査を継続しないということではどうか。糞塊法、区画法については、精度は上がっている、県と委託事業の結果で矛盾するところがあるが、その整合性がとれれば、かなりいいデータとなる。

委員：了

部会長：昨年度の調査で糞塊法と区画法で精度は上がっている、県と委託事業の結果で矛盾するところがあるが、その整合性というのはどういうことか。

事務局：昨年度の調査時期については、委託事業は狩猟期が開始する11月15日以降に、県事業は狩猟期前の10月に実施している。資料7の42ページ、宮城県の図があるが、6区画に分けて糞塊法及び区画法により推定している。その結果が、44ページになる。区画6については、非常に広域になるため推定個体数の合計には入っていない。また、区画6の調査については、県では実施して折らず、委託業者でのみ実施した。

県の調査結果と委託業者の調査結果の開きがある原因としては、糞の発見数に差異があるのはルートの違い、調査時期、狩猟の有無、調査員の見落とし率の違いがあると考えられる。

今年度以降もこの調査は実施していくので、徐々に正しい数値が見えてくるのではないかと考えている。

部会長：資料の17ページを見ていただきたい。区画法調査の結果についてだが、区域No. 9及び10は牡鹿半島になるが、1kmあたり28頭で牡鹿半島がだいたい100km²とすると、100倍して2,800頭に収まる。それに対して区域3,4が半島の外側で石巻市のほとんどにあたる。

区域3の1km²あたり7頭という数値と山林面積200km²ということから、1,400頭ということで、委託された業者の数値と矛盾していない。45ページの県のデータは区画4・5が非常に高い数値になっている。今年度も調査し、正確なデータを積み上げないといけない。

もう一つ注文として、区域1～5と区分しているが、4と5は、牡鹿半島と半島外の石巻地区になると思う。そこで有害や狩猟によって捕獲された頭数のデータ、つまり河北支部と石巻支部で捕れた頭数を参考にして、生息頭数を推定するというのも一つの案かと思うので、分析して報告をお願いしたい。できれば、平成27年度から報告があればよいと思う、いかがか。

事務局：委託業者が決まり次第、打ち合わせしたいと思う。

部会長：やはり、感覚として区画4の3,285頭は多すぎると思う。あくまで、感覚であるが、その場合の捕獲数としては、かなり少ないと思う。

大内委員：参考までに、調査時期はいつか。

事務局：県で実施した調査は10月である。委託事業で実施した調査で区画法は資料7の16ページ目にあるが、11月18日～12月3日までの間に複数回実施した。糞塊法については、資料7の6ページ目、1-2-2. 調査内容にあるが、11月4日から12月9日の間に24ルート実施した。

部会長：よろしいか。

大内委員：了。調査時期は変わらないということで理解した。

部会長：その他にあるか。

山形委員：調査時期について、狩猟期となる11月15日以降は避けられないか。石巻支部や周辺部の狩猟者以外も狩猟目的で山に入るので、安全上の問題がある。調査は11月15日より前か3月15日以降に実施するかで、棲み分けをしてほしい。

事務局：狩猟期を外すべきとの考えは同じである。今年度は外すよう調整したい。

山形委員：遅れた理由はなぜか。

事務局：調査内容の検討や委託業者の決定が遅れ、時間がかかってしまった。

山形委員：今年度は問題なさそうか。

事務局：これから起案する。ただ、狩猟期は外すべきとの考えが前提なので、遅れないよう支部長（山形委員）とも相談しつつ進めていきたいと考えている。

山形委員：宮城県全体にかかる話である。石巻の有害捕獲だけ行っていれば問題ないかもしれないが、不特定多数の人が入ってくるので、林道の入口などに「入ってはいけない」という注意喚起をしなければならぬ。そういう事態にならないようお願いしたい。

事務局：了。

部会長：調査は見通しのよい時期にやる必要がある。木の葉が落ちてからと考えると限られた期間になる。

事務局：（調査時期としては）9月後半から10月末までか。

部会長：9月中はまだ落葉しておらず、厳しいと思う。

山形委員：3月15日以降になるのではないか。

部会長：そうなると県の調査報告が年度末に間に合わない。

事務局：時期が遅れたことについては、国からの補助事業と言うこともあって事業採択等の時期、加えて、新規事業内容であったため、業者との打ち合わせ等に時間がかかってしまった。

また、事業の実施に当たっては、本部会のような会議での承認が必要であった。承認を得てからでなければ着手できなかったという事情もあった。

そのような状況から、調査時期については、昨年も頭を痛めていたところであった。

ただ、山形委員の懸念はその通りであるので、問題が起こらない時期を検討して実施していきたい。ご協力をお願いします。

部会長：それでは、そのようにお願いします。

部会長：他にあるか。それでは、平成27年度ニホンジカ保護管理事業実施計画の実績書（案）及び平成28年度ニホンジカ管理事業実施計画書（案）について、了承ということでよろしいか。

それでは、次期宮城県ニホンジカ管理計画策定方針（案）について、事務局から説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

部会長：意見等はあるか。余談になるが、平成27年度の気仙沼市の捕獲実績は654頭で生息頭数700頭、何か矛盾を感じるがいかがか。気仙沼市からの報告、あるいは県の考えを教えてください。

事務局：600頭捕獲したと委託業者に報告したところ、生息調査をより深めていかなければいけないという話があった。具体的には、調査地を増やすことを考えている。

部会長：というのは、有害で牡鹿半島では700数頭、気仙沼地区でわな猟のみで600数頭、この数値には狩猟による捕獲頭数は入っていない。そのことを考えると、気仙沼地域で700頭という生息頭数がでてくるのかは疑問に思ったので、もう少し精査していただきたい。

また、わな猟の効率については、西日本ではわな猟が5割、銃猟が5割である。先日、とある県で情報交換を行ったが、糞塊法で昨年度は25万頭、今年度が20万頭ということで数値が矛盾している。区画法では、6万頭ということで推定生息頭数がかなり乖離している。どうしたものかということで22万頭にしたという話があった。

宮城県の場合は、糞塊法も区画法もほぼ数値が一致している。ですから、正確な数値ではないかなとは思っている。平成28年度の調査にも期待するところである。

加えて、生息調査を行った際に、1～6の区域を設定したので、捕獲頭数やその他調査の結果についてもその区分ごとに整理し、集計してほしい。

その他にあるか。

渡辺委員：区画の割り振りについて、資料5の1ページにあるが、これは先ほど参照した資料7の42ページと同様と思うが、これは道路や河川によって区切られている。拡大地域や侵出抑制地域等の設定は、あくまで市町村別ということでよろしいか。例えば、区画3で言うと、石巻市と南三陸町と登米市に跨がっている。しかし、新計画案の侵出抑制地域は登米市、南三陸町、気仙沼市南部と記載されている。

事務局：説明が抜けていたが、新計画では市町村単位ではなく、資料5に記載のとおり区画1～6を使

って地域設定を分けていきたいと思っている。委託業者からも道路や河川の存在は、シカにとって移動を制限するものとなっている。そのことについて、委員の意見を伺いたい。

部会長：北上川を挟んで北と南で生息状況も生息密度もまったく異なる。われわれの調査ではシカの歯の磨耗度を調査している。北上川の北地域は、ほとんど歯がすり減っていない、つまりいい餌を食べている。一方、南地域は非常にすり減っている。北上川は一つのバリアになっていて、区分の境目にする事としては間違いないと考えている。

渡辺委員：有害駆除は市町に任せればよいと考えているが、狩猟についてはメッシュ番号で捕獲場所を報告されると、どの対象区域に入っているか判断が曖昧になってくる。メッシュ番号は、市町村を跨がるものもあるので、集計する際に市町村でもどちらで集計するか迷うのではないかという懸念があったので質問した。

事務局：集計の仕方とメッシュ番号の取扱いは問題となるので、今後、対応を検討していきたいと思う。

部会長：オーバーラップした部分とか必ず出てくると思うが、出てきている数値はかなり信憑性がある、数値が重複している部分はないので間違いないと思う。

部会長：その他にあるか。

山形委員：資料5の3ページ目、狩猟者の確保として経費の支援とあるが、具体的にはどういったことをするのか教えてほしい。

事務局：狩猟者の確保についてはいくつか取り組みがある。まず、免許の試験日及び会場を増やし、受験者が受験しやすいように配慮している。また、若手の狩猟者を増やすため、新人ハンター養成講座を開催し、受講者には主に銃猟免許を取得してもらうことにしている。

今年度からの取り組みとしては、有害捕獲に取り組む狩猟者の猟友会会費の補助、市町村職員が免許を取得し、有害捕獲に取り組む場合は、その免許取得費用の負担を行う等、徐々に狩猟者確保に向けた取り組みを進めている。

山形委員：では、新人ハンター養成講座を受講後、実際に狩猟を行っている人はどれくらいか。

事務局：実際に狩猟を行っている人数は、本日持ってきていないが、昨年度受講した二十数名のうち、18～20名は免許を取得している。免許取得の契機にはなっていると考えている。

部会長：今年度、自研究室にも卒論生が6名おり、8月25日に開催された猟友会の初心者講習会を受講し、狩猟免許試験を受けることを薦めている。明日につながる人材育成を考えている。ここで質問だが、一般狩猟で捕獲しているシカの数は減っているのか。

事務局：資料4の4ページ目の⑥にグラフがある。近年は減少傾向にあると感じているところである。

部会長：そう感じる。それであれば、一般狩猟は期待できないので個体数調整での捕獲や有害捕獲を増やす方向性に転じないと目標は達成できないのではないかと考えている。そのあたりの県の方針については、もう少し再検討してほしい。

事務局：現時点では、指定管理鳥獣捕獲等事業も狩猟期を含め行っている。もう少し検討していきたい。

大内委員：資料5の4ページ、現計画では“集落や地区といった大きな単位で計画的な電気柵等の防護柵の設置を推進する”とあるが、新計画に記載がない。これは、次期計画では実施しないことになったということか。他で実施するのか、あるいは効果がなくやめたのか教えてほしい。

事務局：新計画でも実施していく。この部分は鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止総合対策事業の活用というところを含め、具体的には記載していなかった。

大内委員：了。質問が変わるが、森林整備や林道整備について、猟友会でも高齢化してきているため、林業部門と相談しながら林道の整備についても支援を検討してもらいたい。

田中委員：森林整備に必要な地域であれば森林整備課で整備を行っていききたい。今年度から実施している伐採を中心とした整備の中では、シカを対象とした防護柵の整備を行っているところである。作業道の整備までは想定していなかったもので、今後必要であれば作業道の補修、あるいは新規開設も含めて検討したい。

部会長：その他にあるか。個体数調整は年間にわたって狩猟可能か。

事務局：その通りである。

部会長：石巻支部の猟友会では勘違いしているところもあって、狩猟前に実施しなければいけないと考えているようだ。

山形委員：農水省の管理事業と環境省の管理事業とで事業内容の棲み分けが整理できていない。県ではどう考えているか。

事務局：県が実施している特措法に基づく捕獲については、資料6-2にあるが市町村で行っている捕獲は、許可捕獲に分類されている中の鳥獣の管理（有害捕獲）に該当する。これは、農林業の被害防止目的で行う捕獲である。一方、指定管理鳥獣捕獲等事業については、農林業被害に関係なく生息数が多すぎる場合や生息範囲が拡大している場合に実施するものである。

部会長：猟友会としては個体数調整が一般狩猟期に行われると、追いやられたシカが鳥獣保護区内に移動するため、保護区内の個体数調整も行いやすくなるとの考えだと思う。それによって、捕獲数も上がると思う。早期に個体数調整を行ってしまうと、一般狩猟期に保護区での狩猟はできないため、捕獲効率が落ちる面もあるのではないか。個体数調整が年間通して実施できるのであれば、それを猟友会にきちんと説明した上で、計画も立てればもう少し狩猟効率は上がるのではないかと考えている。

事務局：有害鳥獣捕獲も個体数調整も許可があれば鳥獣保護区内で実施できる。

部会長：一般狩猟と個体数調整が一斉に実施できると捕獲効率が上がるということになる。他にないか。個体数調整については、年間通して実施できるということによいか。

事務局：その通りである。

山形委員：指定管理鳥獣捕獲等事業は、県が受託するのか。

事務局：その通りである。

山形委員：それは4月から実施できるのか。

事務局：指定管理捕獲等事業は計画の認定が必要であることから、今年度は4月からの実施は難しかった。しかし、平成29年度については、本年度に当部会を12月頃に実施する予定なので、その会議で計画が承認されれば4月からの実施が可能となる。そうできるよう準備を進めるつもりである。

事務局：ここで、許可捕獲について補足であるが、市の捕獲許可を得れば、年間を通して鳥獣保護区内でも捕獲可能である。

山形委員：捕獲可能な日数などを具体的に提示してもらわないと、捕獲目標をオーバーするようなことにならないか心配である。予算がかかる話なので具体的にわかるようにしてほしい。

部会長：個体数調整については、年度計画に基づいているので日数が限られるということになるか。

事務局：市町村事業や県の事業であれば、予算の関係で日数は限られてくる。

山形委員：了。

部会長：他にあるか。(2)次期宮城県ニホンジカ管理計画策定方針(案)については、承認ということではよろしいか。

全委員：了。

部会長：それでは、(3)平成28年度宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(案)について、事務局より説明願う。

事務局：(資料に従い説明)

部会長：昨年度の実績は、131頭と少ないように思えるがなぜか。もっと捕獲できそうな感じがする。

事務局：石巻市、女川町、気仙沼市に関してはよく捕れているが、南三陸町や登米市はこれから進出している地域ではあまり捕れなかったことが原因と考えている。

部会長：捕獲目標については、その実績に対して設定した150頭ということではよいか。

事務局：そのとおりである。

部会長：なにかあるか。

山形委員：10月1日からの捕獲を計画しているところであるが、捕獲目標が150頭ということでそれを捕獲地域別に振り分けをするのか。

事務局：振り分けに関しては、受注者に任せるつもりである。

部会長：少し整理するが、この事業を受注するのは、必ずしも県の猟友会とは限らない。他の業者も入ってくる可能性があるということである。

事務局：この計画を受注できるのは認定鳥獣捕獲等事業者である。現在のところ、県猟友会は認定鳥獣捕獲等事業者に登録されていない。ただ、現在申請手続き中である。

山形委員：指定管理鳥獣捕獲等事業で捕獲した個体を10月18日の県の新人ハンター養成講座の日の解体試料として提供する予定であった。しかし、そのような話であれば、現在のところでは不可能ということになる。

事務局：今後の申請の進捗次第であると思う。

指定管理鳥獣捕獲等事業については、あくまで県の発注する事業を委託するということになるので、国の補助事業ということで決められているとおり、認定鳥獣捕獲等事業者に委託するものである。県として、今の段階で、どこの業者に委託するかを申し上げる段階にはない。われわれとしては、従来からご協力いただいている県猟友会が認定事業者の資格を取って、なおかつ、受注していただければいい状況なのかなとは思っているところではあるが、はっきりとは申し上げられない。

山形委員：それでは、計画は白紙とする。10月初旬で市町村の有害捕獲は終了するので、それ以降の捕獲予定は白紙ということで有害捕獲実施隊にも伝えておく。

部会長：その他にあるか。意見がないということであれば、(3)平成28年度宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(ニホンジカ)(案)について、了承ということよろしいか。

全委員：了。

部会長：以上で、議事は終了とする。円滑な議事の進行にご協力いただき感謝する。

事務局：土屋部会長ありがとうございました。以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会の一切を終了いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙の所お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。